



+ '1 プラスワン建築設計事務所

Plus ONE Architect & Design

「建築工事の着工・完成までの申請手続き」シリーズ

- 1 . 建築関連申請の基本的なフロー編
- 2 . 開発許可申請 1 「開発行為とは」編
- 3 . 開発許可申請 2 「都市計画法 32 条・29 条、開発指導要綱」編
- 4 . 建築確認申請 1 「建築確認申請が必要な建物・最低必要な条件」編
- 5 . 建築確認申請 2 「規模と構造による申請の違い・その他の付随申請」編
- 6 . **中間・完了検査 編**



中間・完了検査

中間検査

阪神・淡路大震災を契機に建築基準法が改正され、中間検査制度が施行されました

震災では、鉄骨造の溶接部分の施工不良、木造住宅の耐力壁の不足等、施工不良などが原因と考えられる建築物の被害が数多く見受けられました

その様の中、建築物の安全性確保の重要性が改めて認識され、中間検査制度が創設されました。

特定行程で中間検査を受検し合格証の交付を受けなければ、次の**特定工程**の工事に進むことができませんので注意が必要です

中間検査対象建築物及び中間検査を受ける時期（特定行程）は、各行政庁で設定されています

ただし、中間検査の対象とならない建築物もありますので、対象となる建築物であるかご確認ください

中間検査の対象建築物は、当該特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、中間検査申請書を提出し、中間検査を受けなければなりません

行政庁により、3階建住宅などは基礎の配筋工事段階と建方工事段階の2回の中間検査が必要となる場合もあります

* 中間検査に合格した建物は「中間検査合格証」を交付します

* 中間検査合格証が交付されなければ完了検査を受検することができません（中間検査対象外の場合を除く）

中間・完了検査

完了検査

完了した建物が適法に建築されているか現場で確認します。
建物の工事が完了した時は、完了検査を受けなければなりません。
完了検査に合格すると「検査済証」を交付します

中間検査、完了検査を受けたかどうか等は、行政庁にある建築計画概要書に記載されます。
この概要書は審査指導課の窓口で閲覧が可能です。

確認申請書、確認済証、中間検査合格証、検査済証等は、将来建物を増築する時や売買するの時に重要な書類となりますので大切に保管してください。